

公益財団法人木下記念事業団
寮生申請要領（学生用）

- 1 申請資格
- ・ 学生寮設置運営規程、同内規参照
 - ・ 弊事業団の奨学生、奨学生 0B 及び寮生 0B は応募できません。
- また昼間部以外の学生、国費留学生、専門職大学院生も応募できません。
- ・ 保護者の保有する資産額の合計が 2,000 万円未満であること。
※保護者とは、父母又はそれに代わる扶養者を指します。「8 留意事項 (3)」参照
 - ・ 未婚者。但し留学生の場合は「8 留意事項等 (7)」参照
 - ・ 来年 4 月 1 日時点の年齢が、学部生は 25 歳未満、院生は 30 歳未満。
兵役を終えた留学生の場合は、学部生は 27 歳未満、院生は 32 歳未満。
 - ・ 留学生は、日本語で日常会話ができる者。
- 2 提出書類
- (1) 寮生申請書 様式第 1 号-2
- (2) 寮生推薦書 様式第 2 号-2
- (3) 寮生調書 様式第 3 号-2 (留学生用)、3 (日本人用)
- (4) 個人情報の取扱いに関する承諾書
- (5) 在籍大学の成績証明書
- (6) 健康診断書
- 学内健診のもので結構です。令和 3 年度に学内健診が実施されていない場合は、自身で受診し、学内で行う健診に準ずる項目内容の「健康診断書」を提出してください。
- また、慢性疾患、持病、治療中のものがある場合は、自身で「自己申告書」を作成し提出してください。
- (7) 所得を証明する書類
- 提出を要する所得証明書類は、保護者の分のみで結構です。
日本人は原則、次の 2 種類が必要です。
- ① 全ての保護者の令和 3 年所得証明書（課税証明書）の本紙
無収入でも必要です。
- ② 令和 2 年源泉徴収票のコピー又は令和 2 年確定申告書等のコピー
- 留学生の場合は、その国の所得証明書類等と、それを日本語に訳し、通貨を日本円に換算して明記したものを提出してください。
- (8) 住民票
- 学生本人が記載されているもの。
- ・ 日本人は、上記に加え本籍地、保護者と続柄が記載されているもの。
※家族の下を離れ住民票を移動している学生は、家族が記載されている住民票の除票を提出してください。
 - ・ 留学生は、本人の国籍・在留期間・在留期間満了日・在留資格が記載されているもの。
- (9) 面接日希望申請書

裏面に続く

- (8) 寮生採用後、居室に関わる損害賠償保険、また自転車に乗る人は、自転車保険への加入が必要です。
- (9) 車両（原動機付自転車・50CC まで）に乗る方は任意保険への加入が必要です。
神戸学生会館には原付の駐輪場がありませんので、車両（原付）の使用を希望する学生は、神戸学生会館以外の寮を申請してください。
- (1 0) 学生寮の見学を希望する場合は、事前に各会館寮管理人に連絡して調整してください。
- (1 1) 神戸学生会館の窓は事故防止の為、約 10 cm しか開けることができません。息苦しく感じられる人は神戸学生会館以外の寮を申請してください。
- (1 2) 提出する書類に記入漏れがないか提出前に必ず確認してください。書類に不備がある場合は、審査を保留とさせていただきますのでご注意ください。また、提出する全ての書類の控えを手元に置いておくようにしてください。大学に郵送で提出する場合は、配達状況がわかるものを利用することをお勧めします。

寮 生 申 請 書

公益財団法人木下記念事業団 理事長 殿

大学
大学院

学部
研究科

学科
専攻

年

專攻

課程

期

年

(申請時ではなく入寮時点の学年を記入してください。)

(フリガナ)

氏 名

生年月日

年

月

日 滿

才

男 · 女

国	籍
---	---

現住所 下

入学年月

年

月

卒業見込

年

月

私は公益財団法人木下記念事業団学生寮の寮生に、関係書類を添えて申請します。

日 請 申

年

月

11

入寮を希望する寮	第 1 希 望	第 2 希 望

保護者 (注①)

- ・上記の者本人に関する一切の責任を引き受けます。
- ・私は、2000 万円を超える資産はありません。(注②)

国	籍
日本	山田孝之
美国	詹姆斯·范德比尔特
英国	威廉·莎士比亚
法国	莫里哀
德国	歌德
意大利	但丁
西班牙	塞万提斯
葡萄牙	卢西奥·多斯·桑托斯
巴西	若泽·马里亚·卡斯特罗
阿根廷	豪尔赫·路易斯·博尔赫斯
智利	巴勃罗·聂鲁达
哥伦比亚	加夫列尔·加西亚·马尔克斯
委内瑞拉	安德烈斯·波利瓦尔
厄瓜多尔	何塞·马蒂
秘鲁	马里亚诺·瓦拉多
玻利维亚	西蒙·玻利瓦尔
巴拉圭	何塞·费雷罗
乌拉圭	胡安·卡洛斯·安赫尔
圭亚那	乔治·戈登·拜伦
苏里南	威廉·马克思·范·德·梅尔
法属圭亚那	让-皮埃尔·夏特莱
荷属圭亚那	安东尼奥·德·奥利维拉·萨恩斯·阿布拉坎
英属圭亚那	詹姆斯·史密斯
美属维尔京群岛	托马斯·杰斐逊
关岛	詹姆斯·史密斯
北马里亚纳群岛	詹姆斯·史密斯
密克罗尼西亚联邦	詹姆斯·史密斯
帕劳	詹姆斯·史密斯
所罗门群岛	詹姆斯·史密斯
东帝汶	詹姆斯·史密斯
印度尼西亚	詹姆斯·史密斯
马来西亚	詹姆斯·史密斯
新加坡	詹姆斯·史密斯
文莱	詹姆斯·史密斯
泰国	詹姆斯·史密斯
老挝	詹姆斯·史密斯
柬埔寨	詹姆斯·史密斯
越南	詹姆斯·史密斯
菲律宾	詹姆斯·史密斯
东帝汶	詹姆斯·史密斯
印度尼西亚	詹姆斯·史密斯
马来西亚	詹姆斯·史密斯
新加坡	詹姆斯·史密斯
文莱	詹姆斯·史密斯
泰国	詹姆斯·史密斯
老挝	詹姆斯·史密斯
柬埔寨	詹姆斯·史密斯
越南	詹姆斯·史密斯
菲律宾	詹姆斯·史密斯
东帝汶	詹姆斯·史密斯
印度尼西亚	詹姆斯·史密斯
马来西亚	詹姆斯·史密斯
新加坡	詹姆斯·史密斯
文莱	詹姆斯·史密斯
泰国	詹姆斯·史密斯
老挝	詹姆斯·史密斯
柬埔寨	詹姆斯·史密斯
越南	詹姆斯·史密斯
菲律宾	詹姆斯·史密斯
东帝汶	詹姆斯·史密斯
印度尼西亚	詹姆斯·史密斯
马来西亚	詹姆斯·史密斯
新加坡	詹姆斯·史密斯
文莱	詹姆斯·史密斯
泰国	詹姆斯·史密斯
老挝	詹姆斯·史密斯
柬埔寨	詹姆斯·史密斯
越南	詹姆斯·史密斯
菲律宾	詹姆斯·史密斯
东帝汶	詹姆斯·史密斯
印度尼西亚	詹姆斯·史密斯
马来西亚	詹姆斯·史密斯
新加坡	詹姆斯·史密斯
文莱	詹姆斯·史密斯
泰国	詹姆斯·史密斯
老挝	詹姆斯·史密斯
柬埔寨	詹姆斯·史密斯
越南	詹姆斯·史密斯
菲律宾	詹姆斯·史密斯
东帝汶	詹姆斯·史密斯
印度尼西亚	詹姆斯·史密斯
马来西亚	詹姆斯·史密斯
新加坡	詹姆斯·史密斯
文莱	詹姆斯·史密斯
泰国	詹姆斯·史密斯
老挝	詹姆斯·史密斯
柬埔寨	詹姆斯·史密斯
越南	詹姆斯·史密斯
菲律宾	詹姆斯·史密斯
东帝汶	詹姆斯·史密斯
印度尼西亚	詹姆斯·史密斯
马来西亚	詹姆斯·史密斯
新加坡	詹姆斯·史密斯
文莱	詹姆斯·史密斯
泰国	詹姆斯·史密斯
老挝	詹姆斯·史密斯
柬埔寨	詹姆斯·史密斯
越南	詹姆斯·史密斯
菲律宾	詹姆斯·史密斯
东帝汶	詹姆斯·史密斯
印度尼西亚	詹姆斯·史密斯
马来西亚	詹姆斯·史密斯
新加坡	詹姆斯·史密斯
文莱	詹姆斯·史密斯
泰国	詹姆斯·史密斯
老挝	詹姆斯·史密斯
柬埔寨	詹姆斯·史密斯
越南	詹姆斯·史密斯
菲律宾	詹姆斯·史密斯
东帝汶	詹姆斯·史密斯
印度尼西亚	詹姆斯·史密斯
马来西亚	詹姆斯·史密斯
新加坡	詹姆斯·史密斯
文莱	詹姆斯·史密斯
泰国	詹姆斯·史密斯
老挝	詹姆斯·史密斯
柬埔寨	詹姆斯·史密斯
越南	詹姆斯·史密斯
菲律宾	詹姆斯·史密斯
东帝汶	詹姆斯·史密斯
印度尼西亚	詹姆斯·史密斯
马来西亚	詹姆斯·史密斯
新加坡	詹姆斯·史密斯
文莱	詹姆斯·史密斯
泰国	詹姆斯·史密斯
老挝	詹姆斯·史密斯
柬埔寨	詹姆斯·史密斯
越南	詹姆斯·史密斯
菲律宾	詹姆斯·史密斯
东帝汶	詹姆斯·史密斯
印度尼西亚	詹姆斯·史密斯
马来西亚	詹姆斯·史密斯
新加坡	詹姆斯·史密斯
文莱	詹姆斯·史密斯
泰国	詹姆斯·史密斯
老挝	詹姆斯·史密斯
柬埔寨	詹姆斯·史密斯
越南	詹姆斯·史密斯
菲律宾	詹姆斯·史密斯
东帝汶	詹姆斯·史密斯
印度尼西亚	詹姆斯·史密斯
马来西亚	詹姆斯·史密斯
新加坡	詹姆斯·史密斯
文莱	詹姆斯·史密斯
泰国	詹姆斯·史密斯
老挝	詹姆斯·史密斯
柬埔寨	詹姆斯·史密斯
越南	詹姆斯·史密斯
菲律宾	詹姆斯·史密斯
东帝汶	詹姆斯·史密斯
印度尼西亚	詹姆斯·史密斯
马来西亚	詹姆斯·史密斯
新加坡	詹姆斯·史密斯
文莱	詹姆斯·史密斯
泰国	詹姆斯·史密斯
老挝	詹姆斯·史密斯
柬埔寨	詹姆斯·史密斯
越南	詹姆斯·史密斯
菲律宾	詹姆斯·史密斯
东帝汶	詹姆斯·史密斯
印度尼西亚	詹姆斯·史密斯
马来西亚	詹姆斯·史密斯
新加坡	詹姆斯·史密斯
文莱	詹姆斯·史密斯
泰国	詹姆斯·史密斯
老挝	詹姆斯·史密斯
柬埔寨	詹姆斯·史密斯
越南	詹姆斯·史密斯
菲律宾	詹姆斯·史密斯
东帝汶	詹姆斯·史密斯
印度尼西亚	詹姆斯·史密斯
马来西亚	詹姆斯·史密斯
新加坡	詹姆斯·史密斯
文莱	詹姆斯·史密斯
泰国	詹姆斯·史密斯
老挝	詹姆斯·史密斯
柬埔寨	詹姆斯·史密斯
越南	詹姆斯·史密斯
菲律宾	詹姆斯·史密斯
东帝汶	詹姆斯·史密斯
印度尼西亚	詹姆斯·史密斯
马来西亚	詹姆斯·史密斯
新加坡	詹姆斯·史密斯
文莱	詹姆斯·史密斯
泰国	詹姆斯·史密斯
老挝	詹姆斯·史密斯
柬埔寨	詹姆斯·史密斯
越南	詹姆斯·史密斯
菲律宾	詹姆斯·史密斯
东帝汶	詹姆斯·史密斯
印度尼西亚	詹姆斯·史密斯
马来西亚	詹姆斯·史密斯
新加坡	詹姆斯·史密斯</

住所 〒

氏 名



電話番号

本人との続柄 父 ・ 母 ・ その他()

(注) ①保護者欄の記入は、必ずご本人の自筆でお願いします。
 なお、保護者は可能な限り、父母等血縁関係にある方でお願いします。
 ②保護者が血縁関係以外の場合は、取り消し線を引いてください。
 (例) ・私は、~~2000万円を超える資産はありません。~~

寮 生 推 薦 書

令和 年 月 日

公益財団法人木下記念事業団 理事長 殿

大 学 学 長 _____ 印

下記の学生は、公益財団法人木下記念事業団「学生寮設置運営規程」第3条各号に該当し、寮生としての申請資格があると認められますので推薦します。

氏名 _____ 学 部 学科 年

_____ 研究科 課程 年

推薦の理由

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

記入者 役 職 _____ 氏 名 _____

学生寮設置運営規程により、「寮生推薦書」には、大学の長の推薦が必要です。

寮 生 調 書													
(ふりがな) 氏 名				大 学				学 部					
生 年 月 日				年 月 日				学 科				年(申請時)	
生 年 月 日				年 月 日				大学院				研究科	
満 歳 (申請時)				専攻				課程				期 年(申請時)	
現 住 所		〒											
		最寄駅				PCアドレス							
		携帯tel				携帯アドレス							
本 籍 地		都道府県				卒業高校		立		高等学校			
						卒業大学		立		大学			
実 家 住 所		〒						tel					
家 族 構 成 及 び 収 入	続柄	別居	氏名	年齢	職 業・勤務先・在学学校名			学年	年収入額(千円)注1				
	父												
	母												
	職 業 以 外 の 収 入	恩 給 ・ 年 金			有 ・ 無								
		生 活 保 護 法 に よ る 扶 助 料			有 ・ 無								
		母(父)子家庭等の場合の養育費注3			有 ・ 無								
		その他()											
年 収 入 額 合 計													
他 収 入	アルバイト収入・仕送り等												
	奨学金名(JASSOの場合もご記入ください)				年額(円)								
					月額(円)								
	(給付・貸与) 期間 年 月 ~ 年 月(年間)												
授業料免除 有 (全額・半額・一部) ・ 無													
2親等内の血族で、木下記念事業団の奨学生又は寮生である(あった)者がいる(はい・いいえ)注4													
氏名		続柄		(奨学生・寮生)				年 月 ~		年間			
家 庭 事 情 概 要													
注5													
添付書類に✓をつけて下さい。				☐ 源泉徴収票				☐ 所得証明書					
				☐ 確定申告書				☐ その他()					

- 注 1 家族及び収入欄の年収額は、過去1年間について記入し(千円未満切捨)、所得を証明する書類を添付すること。
2 家族欄には、同居以外の家族も記入し、別居の欄に○を記入すること。兄弟姉妹等
3 母(父)子家庭で養育費の支払いのない場合は、保護者において養育費のない旨を別途文書にし、署名・捺印の上提出すること。
4 2親等内の血族とは、両親、兄弟姉妹、祖父母。
5 家庭事情欄には、事実に基づき家庭や家計の事情がよくわかるように詳しく、また寮を必要とする理由を記入すること。

公益財団法人木下記念事業団 個人情報保護に関する基本方針

公益財団法人木下記念事業団(以下「財団」という)は、大学生等に対する奨学資金の給付、学生寮の設置運営等次代を担う学生に対する修学援助に関する事業を行うとともに、大学等における若手研究者による学術研究活動に必要な助成を行うことにより、その心身の健全な育成と我が国の学術の発展に寄与することを目的とする団体です。財団の取得する個人情報はこの目的に沿って使用するもので「個人情報保護に関する法律」に基づき、個人情報に関して適用される法令及びその精神を尊重、遵守し、個人情報を適切かつ安全に取り扱うとともに個人情報の保護に努めるものとします。

1 個人情報の取得

財団は、個人情報の使用目的を明らかにし、本人の意思で提供された情報を取扱います。

2 使用目的及び保護

財団が取扱う個人情報は、その使用目的の範囲内でのみ使用します。

また、使用目的を遂行するために業務委託をする場合並びに法令等の定めに基づく場合や、人の生命、身体又は財産の保護のために必要とする場合を除いて、個人情報を第三者へ提供することは致しません。

3 管理体制

(1)すべての個人情報は、不正アクセス、盗難、持出し等による、紛失、破壊、改ざん及び漏洩等が発生しないように適切に管理し、必要な予防・是正措置を講じます。

(2)個人情報をもとに、使用目的内の業務を外部に委託する場合は、その業者と個人情報取扱契約書を締結するとともに、適正な管理が行われるよう管理・監督します。

(3)個人情報の本人による開示・訂正、使用停止等の取扱いに関する問い合わせは、随時受け、適切に対応します。

また、個人情報の取扱いに関する苦情を受付ける窓口を設け、苦情を受付けた場合には、適切かつ速やかに対応致します。

4 法令遵守のための取組みの維持と継続

(1)財団は、個人情報保護に関する法令及びその他の規則に則った業務運営に努めて参ります。

(2)財団が保有する個人情報を保護するための方針や体制等については、財団の事業内容の変化及び事業を取巻く法令、社会環境、IT環境の変化等に応じて、継続的に見直し、改善します。

◆面接日希望申請書◆

氏 名		年 齢	性 別
		歳	男 ・ 女
大学・大学院	研究科・学部	専攻・学科	学年 (R4.4月現在)
	研究科 学 部	専 攻 学 科	
メールアドレス		携帯電話番号	

- ・希望日時を第2希望まで表に記入をしてください。
- ・面接日時が決まったら、大学から連絡があります。
- ・都合が悪くなった場合は、必ず事前に大学に連絡をしてください。連絡なく欠席された場合は、申請取り下げとみなします。
- ・各自で、面接日時を、控えておいてください。
- ・面接会場は、神戸学生会館です。
- 原則、対面で行いますが、WEB（オンライン）になる場合、大学から連絡があります。
- ・WEB面接の場合は、Zoomで実施しますので準備をしておいてください。
- 面接予定日までに上記のメールアドレスに面接用の招待URLを送信しますので、それに沿って対応をしてください。
- ・面接は、対面、WEBともに日本語で行います。

日・曜日	時 間	記 入 例	本人の希望記入欄
1/12 (水)	10:00～11:00		
	11:00～12:00		
	14:00～15:00		
	15:00～16:00		
1/13 (木)	10:00～11:00		
	11:00～12:00	第1希望	
	14:00～15:00		
	15:00～16:00		
1/14 (金)	10:00～11:00		
	11:00～12:00		
	14:00～15:00		
	15:00～16:00		
1/15 (土)	10:00～11:00		
	11:00～12:00		
	14:00～15:00	第2希望	
	15:00～16:00		